最終更新日：2019年7月11日
富士フイルムホールディングス株式会社
代表取締役社長 助野 健児
問合せ先：経営企画部 コーポレートコミュニケーション室　TEL(03)-6271-1111
証券コード：4901
http://www.fujifilmholdings.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、次の企業理念とビジョンの下、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しています。その実現のための基盤として、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けています。

＜企業理念＞
わたしたちは、先進・独自の技術をもって、 最高品質の商品やサービスを提供する事により、 社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。

＜ビジョン＞
オープン、フェア、クリアな企業風土と先進・独自の技術の下、勇気ある挑戦により、新たな商品を開発し、新たな価値を創造するリーディングカンパニーであり続ける。

当社は、当社グループを取り巻く経営環境・事業環境の変化に適応して、持続的な成長と企業価値の向上を果たし、社会からの要請と期待に応え、社会の持続的発展に貢献します。そのために、迅速果断な意思決定及び意思決定に基づく執行と監督を適切に実施するための仕組みであるコーポレートガバナンス体制の構築と充実に継続的に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける「特定の事項を開示すべきとする原則」を含む全ての原則を実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・当社は、2015年10月28日開催の取締役会において、当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方をまとめた「富士フイルムホールディングス株式会社　コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下ガイドラインという)」を制定しました。2018年6月1日に施行されたコーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、2018年10月3日に当該ガイドライン及びコーポレート・ガバナンス報告書を更新しました。
・当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインは、当社ウェブサイトに掲載しています。
URL：
http://www.fujifilmholdings.com/ja/about/governance/index.html

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
ガイドラインの第2章7「政策保有株式」に記載の通り、当社グループは、取引の維持・拡大など事業上の必要性や当社の中長期的な発展への寄与が認められる場合に限り、経済合理性を検証したうえで、政策的に株式を保有します。毎年、政策保有株式について、中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを検証し、その検証結果を取締役会において説明します。検証の結果、保有の合理性が認められないと判断した株式は売却していきます。また、政策保有株式に係る議決権については、株主としての権利を適切に行使すべく、原則として、全ての議案に対して行使します。議決権の行使にあたっては、政策保有の目的に合致しているか、保有対象企業の企業価値及び株主価値の維持・向上に繋がるかなどを個別に精査したうえで、賛否を判断します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
ガイドラインの第5章17「関連当事者取引」をご参照ください。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社の主要国内グループ会社が加入する規約型企業年金においては、企業年金の適切な運用を図るため、人事部門、経理部門、経営企画部門の管掌役員等で構成される年金財政運営委員会を設置し、年金資産の運用方針の決定及び運用管理・モニタリングを行っています。年金資産の運用にあたっては、安全かつ効率的に運用するためのガイドラインを策定し、年金財政運営委員会により適切に運用しています。なおガイドラインにおいて、運用受託機関による投資先企業に対する議決権行使が適切になされるよう留意事項を定めています。

【原則3-1 (i) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略，経営計画及び (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
会社の目指すところ (経営理念等) 及びコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、ガイドラインの第1章1「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。
また当社は中期経営計画を公表しておりますので、下記のURLよりご参照ください。
https://www.fujifilmholdings.com/ja/investors/pdf/other/ff_vision2017_001j.pdf

【原則3-1 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】
各取締役の報酬 (業績連動報酬を含む) の金額は、指名報酬委員会で審議された報酬・評価制度の仕組みに従い、取締役会の審議に基づき決定します。
2018年度に開催した指名報酬委員会では報酬・評価制度の仕組み等を審議し、取締役会では報酬等の支払い及びストックオプションの付与について決議しました。

取締役の報酬は、固定報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成しており、業績連動報酬は、単年度の業績や目標達成度に連動する短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬であるストックオプションの付与で構成しています。
固定報酬と業績連動報酬の配分比率および報酬の額は、役位・職責に応じて決定しています。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成しています。
短期業績連動報酬については、当社の短期的な経営管理の数値目標である「連結売上高」および「連結営業利益」を単年度の業績連動指標として選択し、当該指標の目標達成度及び前事業年度の実績との比較に基づき、短期業績連動報酬の額を変動させることとしています。
中長期業績連動報酬として、ストックオプションを取締役（社外取締役を除く）に対して付与しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。ストックオプションの付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、各取締役の職位や責任・権限等を勘案し、規程を設け取締役会にて決定しています。

【原則3-1（iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】
取締役・監査役候補の選任・指名を行うに当たっての方針と手続きは、ガイドラインの第5章10「取締役候補者及び監査役候補者などの選定基準」に基づいていることに加え、CEOの選解任の要件に関しては、指名報酬委員会で検討した内容に基づきます。2018年6月の設置以降、指名報酬委員会では、CEOの選解任の要件に関する審議を行いました。

【原則3-1(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の，個々の選解任・指名についての説明】
取締役及び監査役の候補者の選解任および指名に際して、株主総会参考書類等においてその理由を開示します。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
ガイドラインの第5章1「機関設計」及び第5章3「取締役会の役割・責務」をご参照ください。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
ガイドラインの第5章4「取締役会の構成・多様性・規模」及び第5章11「社外役員の役割」をご参照ください。
なお、2019年6月28日現在の取締役11名のうち社外取締役は4名です。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
ガイドラインの第5章12「社外役員の独立性判断基準」及び(別紙)「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。

【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス，多様性及び規模に関する考え方】
ガイドラインの第5章4「取締役会の構成・多様性・規模」及び第5章10「取締役候補者及び監査役候補者等の選定基準」をご参照ください。
2019年6月28日現在の取締役会は、豊富な職務経験・国際経験および高い見識を有する取締役により構成され、男性10名・女性1名となっています。
なお、重点事業領域であるヘルスケアにおいて、さらなる成長の加速を図るため、2019年6月27日開催の定時株主総会にて、社内取締役を1名増員しました。

【補充原則4-11-2　取締役の兼任状況】
ガイドラインの第5章14「取締役及び監査役による他社役員の兼任」をご参照ください。
なお、2019年6月28日現在の当社社外役員の兼任状況については、下記の通りです。
社外取締役である川田達男氏は、セーレン株式会社の代表取締役会長、北陸電力株式会社の社外取締役、ダイキン工業株式会社の社外取締役、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しています。
社外取締役である貝阿彌誠氏は、東急不動産ホールディングス株式会社の社外取締役、セーレン株式会社の社外監査役を兼任しています。
社外取締役である北村邦太郎氏は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の取締役、三井住友信託銀行株式会社の取締役会長、アサガミ株式会社の社外取締役を兼任しています。
社外取締役である江田麻季子氏は、一般社団法人世界経済フォーラムJapanの日本代表、東京エレクトロン株式会社の社外取締役を兼任しています。
社外監査役である内田士郎氏は、SAPジャパン株式会社の代表取締役会長を兼任しています。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要】
ガイドラインの第5章6「取締役会の実効性評価」をご参照ください。
なお、2019年1月～3月に実施した取締役会の実効性評価の結果の概要については、下記をご参照ください。
http://www.fujifilmholdings.com/ja/about/governance/boardofdirectors/index.html

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
ガイドラインの第5章16「取締役及び監査役のトレーニングの方針」をご参照ください。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
ガイドラインの第2章3「株主を含む投資家との対話」をご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,312,000	10.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,077,600	6.37
日本生命保険相互会社	17,666,338	4.31
株式会社三井住友銀行	10,478,226	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	8,150,300	1.99
三井住友海上火災保険株式会社	7,000,300	1.71

ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	6,467,208	1.58
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	5,861,027	1.43
株式会社ダイセル	5,809,249	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	5,765,400	1.40

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川田　達男	他の会社の出身者								○			
貝阿彌　誠	弁護士											
北村　邦太郎	他の会社の出身者								○			
江田　麻季子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

川田　達男	○	1987年8 月セーレン株式会社　代表取締役社長 2011年6月同社　代表取締役会長　兼　社長 2014年6月同社　代表取締役会長　現在に至る 2017年6月当社取締役(社外取締役)　現在に至る 川田達男氏は、現在セーレン株式会社の業務執行者(代表取締役会長)を務めています。 川田達男氏が代表取締役を務めるセーレン株式会社と当社グループとの間には原材料の購入に関する取引がありますが、その取引額はセーレン株式会社が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。この取引関係は川田達男氏の当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。	川田達男氏は、長年にわたり、総合繊維メーカーにおいて代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって、ビジネスモデルの転換、イノベーションの創出、組織変革などを実現してきました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。また、指名報酬委員会の委員長として、CEOのサクセッションプラン及び取締役報酬に係るプロセスの透明性強化を牽引しています。同氏は、今後も社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外取締役です。
貝阿彌　誠	○	1978年4月東京地方裁判所判事補 2014年7月東京家庭裁判所所長 2015年6月東京地方裁判所所長 2017年2月弁護士登録　現在に至る 2017年2月ソフィアシティ法律事務所　特別顧問 2017年6月当社取締役(社外取締役)　現在に至る 2018年9月大手町法律事務所　弁護士　現在に至る	貝阿彌誠氏は、東京高等裁判所部総括判事や東京地方裁判所所長などの要職を歴任し、裁判官として長年培ってきた豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会において、当社グループ全体のコンプライアンスや内部統制を始めとして、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。同氏は、今後も社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外取締役です。
北村　邦太郎	○	2011年4月三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　代表取締役副社長 中央三井信託銀行株式会社（現　三井住友信託銀行株式会社）　代表取締役副社長 2012年4月三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　代表取締役社長 三井住友信託銀行株式会社　代表取締役会長 2017年4月三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 代表取締役 三井住友信託銀行株式会社　取締役会長　現在に至る 2017年6月三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　取締役　現在に至る 当社取締役(社外取締役)　現在に至る 北村邦太郎氏は、現在三井住友信託銀行株式会社の業務執行者(取締役会長)を務めています。 北村邦太郎氏が取締役を務める三井住友信託銀行株式会社と当社グループとの間には定常的な銀行取引があります。また、当社グループには同社からの借入れがありますが、借入額は当社連結貸借対照表の負債合計額の1%未満と僅少であります。これらの関係は、北村邦太郎氏の当社社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。	北村邦太郎氏は、長年にわたり、強いリーダーシップをもって金融機関の代表取締役を務め、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会において、M＆Aや資本政策を始めとして、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。また、指名報酬委員会のメンバーとして、CEOのサクセッションプラン及び取締役報酬に係るプロセスの透明性強化に寄与しています。同氏は、今後も社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外取締役です。

江田　麻季子	○	2013年10月インテル株式会社　代表取締役社長 2018年4月一般社団法人世界経済フォーラムJapan　日本代表　現在に至る 2018年6月当社取締役(社外取締役)　現在に至る	江田麻季子氏は、米国大手半導体メーカーにおいて、長年にわたり海外市場でのマーケティングを担当したのち、同メーカーの日本法人の代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって新市場の創出、グローバルな人材の育成を実現してきました。現在では、世界経済フォーラムJapanの日本代表を務め、各界のリーダーと連携して、地域・産業などのあらゆる課題に対し、世界規模での改善に取り組んでおります。これらの経験や見識を活かし、当社グループのESG施策に対して積極的に助言を行うとともに、取締役会において、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。同氏は、今後も社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外取締役です。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しています。CEOのサクセッションプラン及び取締役の報酬制度等に関する手続きの客観性・透明性を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的とし運営しています。
当委員会は原則年1回以上開催し、CEOのサクセッションプラン及び取締役の報酬に係る基本方針・手続き等を審議し、審議内容を取締役会に報告します。
当委員会は、取締役会の決議により選任された3名以上の委員で構成されるものとし、社外取締役より委員長を選任します。

なお、2019年6月28日現在の委員は以下3名です。
委員長：川田　達男　（社外取締役）
委員：北村　邦太郎（社外取締役）、古森　重隆　（代表取締役）

2018年6月の設置以降、当委員会では、CEOの選解任に関する事項や、取締役の報酬・評価制度の仕組み等を審議しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、内部監査、監査役監査及び独立監査人による会計監査（財務報告に係る内部統制監査を含む）の相互連携に努めています。三者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っています。内部監査部門及び独立監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しており、事業年度の総括は監査役会に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田　士郎	他の会社の出身者										○			
三橋　優隆	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田　士郎	○	1986年3月公認会計士登録　現在に至る 2010年1月プライスウォーターハウスクーパース株式会社　代表取締役社長 2012年7月同社　代表取締役会長 2015年1月SAPジャパン株式会社　代表取締役会長　現在に至る 2016年6月当社監査役　現在に至る 内田士郎氏は、現在SAPジャパン株式会社の業務執行者(代表取締役会長)を務めています。 内田士郎氏が代表取締役を務めるSAPジャパン株式会社と当社グループとの間にはソフトウェア関連取引がありますが、その取引額は同社が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。この取引関係は内田氏の当社社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。	内田士郎氏は、公認会計士及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。その経験・見識に基づく客観的な視点から、社外監査役としての職務執行を適切に行えるものと判断し、社外監査役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外監査役です。

三橋　優隆	○	1983年3月公認会計士登録　現在に至る 2004年7月中央青山PwC　トランザクション・サービス株式会社 （現　PwCアドバイザリー合同会社）　代表取締役 2008年4月あらた監査法人（現　PwCあらた有限責任監査法人）　パートナー 2010年1月プライスウォーターハウスクーパース株式会社　代表取締役副社長 2012年7月株式会社あらたサステナビリティ認証機構 （現　PwCサステナビリティ合同会社）　代表取締役社長 2018年7月PwCあらた有限責任監査法人　エグゼクティブアドバイザー PwCサステナビリティ合同会社　会長	三橋優隆氏は、長年にわたり監査及びM＆A関係業務に携わってきたほか、コンサルティング会社の代表取締役などを歴任し、公認会計士及び企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。 また、PwCサステナビリティ合同会社の代表として、社会に対してサステナビリティの観点からの新たな企業価値創造を提言してきました。これらの経験や見識に基づく客観的な視点から、社外監査役としての職務執行を適切に行えるものと判断し、社外監査役に選任しています。 同氏は、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした独立性を有する社外監査役です。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

短期業績連動報酬については、当社の短期的な経営管理の数値目標である「連結売上高」および「連結営業利益」を単年度の業績連動指標として選択し、当該指標の目標達成度及び前事業年度の実績との比較に基づき、短期業績連動報酬の額を変動させることとしております。
中長期業績連動報酬として、ストックオプションを取締役（社外取締役を除く）に対して付与しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。ストックオプションの付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、各取締役の職位や責任・権限等を勘案し、規程を設け取締役会にて決定しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人を対象に、株式報酬型ストックオプション及び通常型ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

・取締役・監査役別に支給人員と報酬総額を開示しています。
・上記に加えて、使用人兼務取締役の使用人分給与・使用人分賞与、役員賞与（取締役・監査役別）、役員退職年金（退任取締役・退任監査役別）の各々について、支給人員と総額を開示しています。
・2019年6月28日提出の有価証券報告書より、社内取締役全員の連結報酬等の総額及び種類別の額を個別に開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬（業績連動報酬を含む）の金額は、指名報酬委員会で審議された報酬・評価制度の仕組みに従い、取締役会の審議に基づき決定します。

2018年度に開催した指名報酬委員会では報酬・評価制度の仕組み等を審議し、取締役会では報酬等の支払い及びストックオプションの付与について決議しました。
取締役の報酬は、固定報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成しており、業績連動報酬は、単年度の業績や目標達成度に連動する短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬であるストックオプションの付与で構成しています。
固定報酬と業績連動報酬の配分比率および報酬の額は、役位・職責に応じて決定しています。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成しています。
業績連動報酬の詳細につきましては、[インセンティブ関係]の項目に記載の内容をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会事務局(法務部門)は、定期的に開催される取締役会に上程する議案について、資料等の準備及び情報提供を行うとともに、必要に応じて都度補足説明を行っています。また、監査役会事務局(監査役スタッフ部門)は、定期的に開催される監査役会において、常勤監査役と社外監査役とが情報共有化のために使用する監査実施内容等の資料作成や情報提供等のサポートを行っています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会において経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行い、取締役会が決定した基本方針に従い、執行役員が業務執行の任にあたっています。また、一定の事項については、会社法に基づき選定された特別取締役による機動的な意思決定を行います。さらに、2018年6月28日の定時株主総会において社外取締役を1名増員し、社外取締役を計4名選任することにより、経営に対する監督機能の強化を図っています。取締役及び執行役員は、その使命と責任を明確化するため、その任期を1年としています。
また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関する施策を審議し、また重要案件のうち取締役会決議事項について取締役会への付議を承認する機関として経営会議を設置し、これを機動的に開催し、効率的に業務を執行しています。
個々の業務執行に関しては、執行役員及び各業務部門の機能分担と責任を、それぞれ執行役員業務管掌要綱及び職務規程によって明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定は稟議規程に従い、適正かつ効率的に行っています。
当社の監査役会については、監査役は現在4名で、うち2名は社外監査役です。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議に常時出席することや、代表取締役と定期的に意見交換を行う等、業務執行の全般にわたって監査を実施しています。さらに、監査役監査機能の充実を図るための監査役スタッフ部門があります。
また、2018年6月28日に設置した任意の指名報酬委員会にて、CEOのサクセッションプランに関する審議や、取締役の報酬に係る基本方針・手続き等に関する審議を行っています。

＜監査役の機能強化に向けた取組状況＞
社外監査役である内田士郎氏と三橋優隆氏は、ともに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
その他の監査役の機能強化に向けた取組状況については、当報告書のII-1の[監査役関係]に記載のとおりです。
当社は、非業務執行取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、定款に非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約に関する定めを設けています。この定めに基づき、当社は、取締役の川田達男氏、貝阿彌誠氏、北村邦太郎氏、江田麻季子氏、並びに監査役の三島一弥氏、杉田直彦氏、内田士郎氏、三橋優隆氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額までとする内容の責任限定契約を締結しています。
当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細については、「富士フイルムホールディングス株式会社　コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第5章「コーポレート・ガバナンス体制」をご参照ください。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当報告書II-2に記載の体制を通じて、意思決定と業務遂行の迅速性・効率性を図る一方で、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保することができると考えています。

＜社外取締役に関する事項＞
当社社外取締役である川田達男氏は、長年にわたり、総合繊維メーカーにおいて代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって、ビジネスモデルの転換、イノベーションの創出、組織変革などを実現してきました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。また、指名報酬委員会の委員長として、CEOのサクセッションプラン及び取締役報酬に係るプロセスの透明性強化を牽引しています。同氏は、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しています。
当社社外取締役である貝阿彌誠氏は、東京高等裁判所部総括判事や東京地方裁判所所長などの要職を歴任し、裁判官として長年培ってきた豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会において、当社グループ全体のコンプライアンスや内部統制を始めとして、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。同氏は、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しています。
当社社外取締役である北村邦太郎氏は、長年にわたり、強いリーダーシップをもって金融機関の代表取締役を務め、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会において、M&Aや資本政策を始めとして、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。また、指名報酬委員会のメンバーとして、CEOのサクセッションプラン及び取締役報酬に係るプロセスの透明性強化に寄与しています。同氏は、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しています。
当社社外取締役である江田麻季子氏は、米国大手半導体メーカーにおいて、長年にわたり海外市場でのマーケティングを担当したのち、同メーカーの日本法人の代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって新市場の創出、グローバルな人材の育成を実現してきました。現在では、世界経済フォーラムJapanの日本代表を務め、各界のリーダーと連携して、地域・産業などのあらゆる課題に対し、世界規模での改善に取り組んでおります。これらの経験や見識を活かし、当社グループのESG施策に対して積極的に助言を行うとともに、取締役会において、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献しています。同氏は、社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月27日開催の株主総会招集通知を、前年より約1週間早い6月6日に発送。発送に先立って、前年より約1週間早い5月31日に当社ウェブサイトにおよび東証ウェブサイト等において、早期掲載を実施。
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月開催の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株) ICJが運営する機関投資家向けプラットフォームへの参加。
招集通知 (要約) の英文での提供	株主総会招集通知の議案情報に関する英訳版の作成と、当社及び東証ホームページ等への招集通知の掲載。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社のIR情報開示方針について、当社IRサイトにて社外に公表している。また、「個人投資家向けIRサイト」を設ける等、個人投資家向けIRの充実も図る一方、英語版IRサイトを通じて、国内と同タイミングでの決算情報の発信等により海外投資家向けIRの充実も図っている。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等と合同で、主に国内主要都市での個人投資家向けセミナーを実施。	なし
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、トップマネジメントまたは執行役員(経営企画部コーポレートコミュニケーション室管掌)が出席する決算説明会や、機関投資家･アナリスト向け事業説明会を開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	トップマネジメントまたは執行役員(経営企画部コーポレートコミュニケーション室管掌)等が直接、カンファレンス、個別ミーティングを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、統合報告書、有価証券報告書･四半期報告書、中期経営計画資料、適時開示資料、会社説明会資料 等	
IRに関する部署 (担当者) の設置	経営企画部コーポレートコミュニケーション室(広報及びIR部門)を設置。また米国、英国にもIR担当が常駐。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章、行動規範、富士フイルムホールディングス株式会社　コーポレートガバナンス･ガイドライン　第2章　株主との関係、第3章　株主以外のステークホルダーとの関係にて規定。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	企業行動憲章、行動規範にて規定。 「サステナビリティレポート」を毎年作成し、CSR活動内容等を公表。 なお、ESG (環境･社会･ガバナンス) の取り組みを強化し、持続的な企業価値の向上に取り組むため、2019年6月に従前のCSR委員会を「ESG委員会」に改組すると同時に、これまで経営企画部内に置かれていたCSR部門を発展的に改組し、社長直下の組織として「ESG推進部」を新設。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章、行動規範にて規定。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した、業務の適正性を確保するための体制は次のとおりです。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、当社グループがその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして制定された「富士フイルムグループ企業行動憲章」及び「富士フイルムグループ行動規範」に基づき、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図る。
(2) 当社は、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、社長を委員長とするESG委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図る。
(3) 富士フイルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した国内外の当社グループの役員・従業員からの相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「内部通報窓口」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処する。当社及びその子会社は、内部通報窓口を通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
(4) 当社は、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をしない。
(5) 当社及びその子会社は、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程など必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアルなどを制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図る。
(6) 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性確保のための内部統制システム、及びその運用の有効性を評価する体制の整備を推進する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社は、文書（電子媒体を含む）の保存及び管理に関して文書管理規程を制定する。当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書化し、同規程の定めるところに従って適切に保存及び管理する。
(2) 当社の取締役及び監査役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社グループにおいて適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、社長を委員長とするESG委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行う。
(2) 当社は、情報管理、安全衛生、環境、防災などに関わる各種の事業関連リスクについて、当社及びその子会社における規程、ガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置などにより、当社グループのリスク管理体制を構築する。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続きに従い、当社のESG委員会事務局に報告する。
(3) 当社は、当社グループとして取り組むべき重点リスク課題を定期的に整理し、各課題について当社及びその子会社における対応策の検討・実施状況を管理する。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、定期的に取締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行う。一定の事項については、特別取締役による機動的な意思決定を行う。取締役の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
(2) 当社は、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用し、各執行役員の役割と責任範囲を執行役員業務管掌要綱で定める。各執行役員は取締役会が決定する基本方針に従い業務執行の任にあたる。執行役員の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
(3) 当社は、取締役会に付議すべき事項及びその他の重要事項について、関連する執行役員による審議を行う機関として経営会議を設置し、これを機動的に開催し効率的な業務執行、意思決定を図る。
(4) 当社は、取締役会において当社グループの中期経営計画及び年度経営計画を策定する。当社及びその子会社は、当該計画に沿って業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューする。
(5) 当社及びその子会社は、各業務部門の機能分担と責任を職務規程によって明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定を稟議規程に従い適正かつ効率的に行う。

5. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図る。
(2) 当社は、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的に実施することができるよう体制を整備し、業務の適正の確保を図る。
(3) 当社は、当社の子会社の重要な業務執行について、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理する。
(4) 当社は、事前報告規程を制定し、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について事前に報告を受け、また必要に応じてその他の事項について報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督する。
(5) 当社は、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努める。
(6) 当社は、当社グループの内部監査機能を統合して機能強化を図り、グローバルな監査体制を構築する。当社は、当社の内部監査部門が当社及びその子会社の監査を定期的に実施することができるような体制を整備し、当社グループの業務の適正性の確保を図る。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1) 当社は、監査役スタッフ部門を設置し、当該部門所属の使用人が監査役スタッフの業務に従事することにより、当社の監査役の監査機能の充実を図る。
(2) 上記の使用人は、当社の監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。当該補助者の人事については、当社の監査役の同意を得る。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
(1) 当社及びその子会社において、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生したときには、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた当社のコンプライアンス推進専任部門

もしくは当社の子会社の監査役は、当該事実に関する事項について、速やかに当社の監査役に報告する。
(2) 当社の業務部門又は当社の子会社は、業務遂行に関する月次報告書を当社の監査役に提供するものとし、また当社及びその子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役が監査に必要な範囲で業務遂行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力する。
(3) 当社及びその子会社は、上記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の監査役は、定期的に開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図る。また、原則として常勤監査役が重要会議である経営会議等に常時出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
(2) 当社の監査役は、当社グループの監査の充実・強化のため、定期的に当社の主要な子会社の監査役と監査実施内容の共有化などを図り、意見交換を行う。
(3) 当社の監査役は、内部監査部門、監査役及び会計監査人の相互連携が重要であるとの認識の下、三者間での情報の共有化を通じた効率的な監査の実施を図る。
(4) 当社の関係部門及び当社の子会社は、当社グループの監査の実効性を確保するため、当社の子会社の監査役の員数及び常勤監査役の設置の有無等、当社の子会社の監査に必要な体制の構築に関して、当社の監査役と協議する。また、当社の子会社が監査役を選任する場合、その候補者を選ぶにあたっては、事前に当社の監査役と協議する。
(5) 当社は、当社の監査役の職務執行により生ずる費用について、監査計画に基づき必要かつ十分な予算を確保し、関連する社内規程に従って負担する。

なお、2018年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次の通りです。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社は、当社グループの役員・従業員に対し、グループ企業行動憲章・行動規範を周知し、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを重視し、オープン、フェア、クリアの精神で臨むことを基本とすることを徹底しています。当社は、当社グループの役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、関連規程やガイドラインなどを各社に整備させるとともに、教育啓発活動の推進や内部通報・相談窓口の設置・運用など、役員・従業員一人ひとりが適切な判断・行動をとることができる環境づくりに努めています。寄せられた通報・相談は、各社において適切に対処すべく運用しています。また、コンプライアンスに関しては、所管する組織・会議体を明確にし、各社が各種コンプライアンス施策の推進及びコンプライアンスに係る重要事項の集約と管理を実施することにより、当社グループの役員・従業員のコンプライアンス意識の向上を図っています。
　2018年度においては、前年度に実施した当社グループへの意識調査結果に基づき、改善状況を確認する必要のあるグループ会社に対し追加調査を実施した結果、改善の進捗が確認できるとともに重大なコンプライアンス違反は報告されませんでした。また、2017年11月以降、内部通報制度の実効性をより一層高めるために、グローバルで当社グループ全役員・従業員が当社コンプライアンス専任部門に直接通報できる内部通報制度を構築しました。さらに、当社グループの財務報告の信頼性を確保すべく、チェックリストなどを使用して内部統制システムの運用の有効性評価を行いました。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、法令及び定款の定めに従い、株主総会議事録・取締役会議事録を作成し、原本を保存及び管理しています。また、稟議規程及び文書管理規程に基づき、稟議書を作成、保存、管理し、当社の取締役及び監査役からの閲覧の要請に常に対応できる状況を保持しています。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、情報管理、安全衛生、環境、防災などに関わる各種の事業関連リスクについて、当社及びその子会社において規程、ガイドライン、マニュアルなどを制定し、またリスク管理責任者を設置して、当該責任者を中心に規程などの運用及び管理を行うことによって、当社グループのリスク管理を行っています。当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク案件は、定められた手続きに従い、社長を委員長とする当社のESG委員会事務局に報告する体制となっております。
2018年度においては、発生した個別の業務遂行に関するリスク案件は、当社及びその子会社において適切に対処されております。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、定期的に取締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、当社及びその子会社の重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行っています。
　2018年度においては、取締役会は10回開催されました。当社は、中期経営計画に基づき年度経営計画を策定し、主要な子会社からの月次報告などにより、中期経営計画及び年度経営計画に沿った当社グループ各社の計画遂行を定期的に確認しています。

5. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
　当社は、持株会社として、当社の子会社の業務遂行を株主の立場から監督するとともに、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項等につき報告を受けております。また、当社の取締役会規程その他関連規則に従い、当社の子会社の重要な業務執行に係る事項のうち、当社の事前承認が必要な事項については当社の事前承認を得たうえで進められております。これらの運用をもって、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督しています。また、当社グループにおける監査体制については、グローバルで一元的に当社及びその子会社の監査を直接実施しておりますが、ITを活用して監査力強化に努めており、効率的かつ効果的な監査を推進していきます。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　当社は、監査役会室の所属の使用人が監査役スタッフ業務に従事しており、当社の監査役の指揮命令に従って、監査役の職務遂行のための補助的役割を担い、当社の監査役の監査機能の充実を図っています。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
　当社及びその子会社の取締役及び使用人により発見された法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実は、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた当社のコンプライアンス推進専任部門もしくは当社の子会社の監査役から、速やかに当社の監査役に報告される運用をとっております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社の監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的に監査を実施するとともに、当社の代表取締役や当社の主要な子会社の監査役と定期的に意見交換などを行い、監査内容の充実を図っています。また、当社グループの監査役監査の実効性を確保するため、当社の関係部門及び当社の子会社は、当社の子会社の監査役の員数及び常勤監査役の設置の有無等、当社の子会社の監査に必要な体制の構築に関して、当社の監査役と協議しています。さらに、当社の子会社が監査役を選任する場合、当該子会社が候補者を選ぶにあたって、事前に当社の監査役と協議しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「富士フイルムグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法勢力や団体との関係を排除する姿勢を持ち、これらの勢力や団体を利する行為はしないことを基本的な考え方として定めており、管理体制の強化を図っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

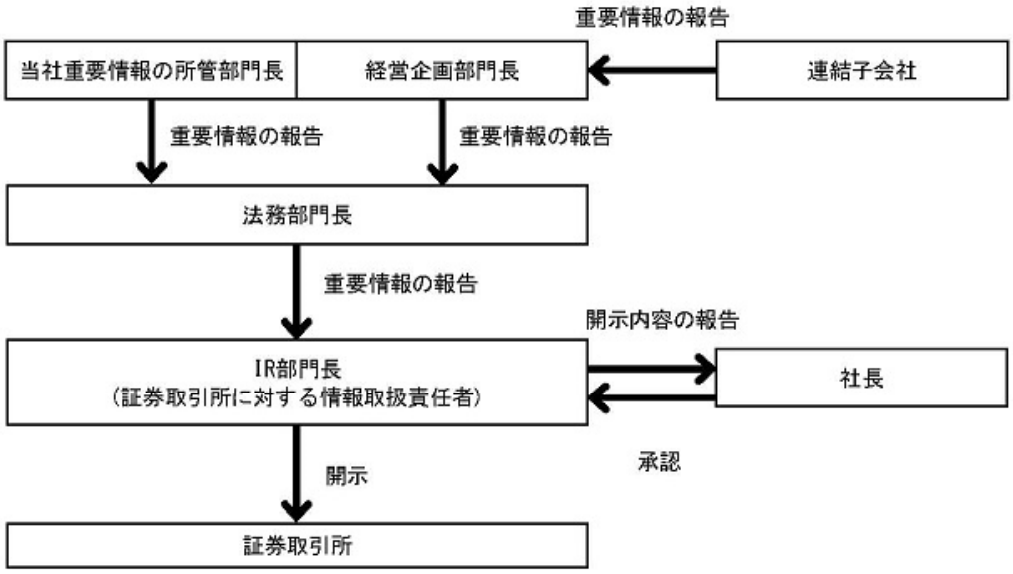
該当項目に関する補足説明

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）
基本方針及びその実現に資する特別な取組みの内容の概要
　株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させることなどにより、企業価値の向上に努めてまいりました。
　当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。
　株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者との十分な交渉機会を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。
　当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

　当社では、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様、その重要性を強く認識しており、当該責任部門であるIR部門に一元化し、公正・公平な情報開示・提供を行っています。
　当社及び連結子会社にて発生した重要情報は、社内規程に基づき、法務部門長へ報告されます。法務部門長は当該情報を速やかにIR部門長に報告し、IR部門長が社長の承認を得て、当該情報を開示しています。（「適時開示に係る体制」参照）

適時開示に係る社内体制



富士フイルムホールディングス（株） 内部統制システム 概要図

